

# いわき市における総合評価方式の実施について

## 1 総合評価方式の実施の背景

近年、公共工事の入札においては、全国的に公共事業費の減少が続く中で競争の激化に伴う低価格での入札が増加しており、その結果として、手抜き工事、下請け業者へのしわ寄せ、安全対策費用の削減などの弊害が懸念される状況が生じていました。このような中、平成17年4月1日に、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、公共工事について、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の取組が求められるようになりました。

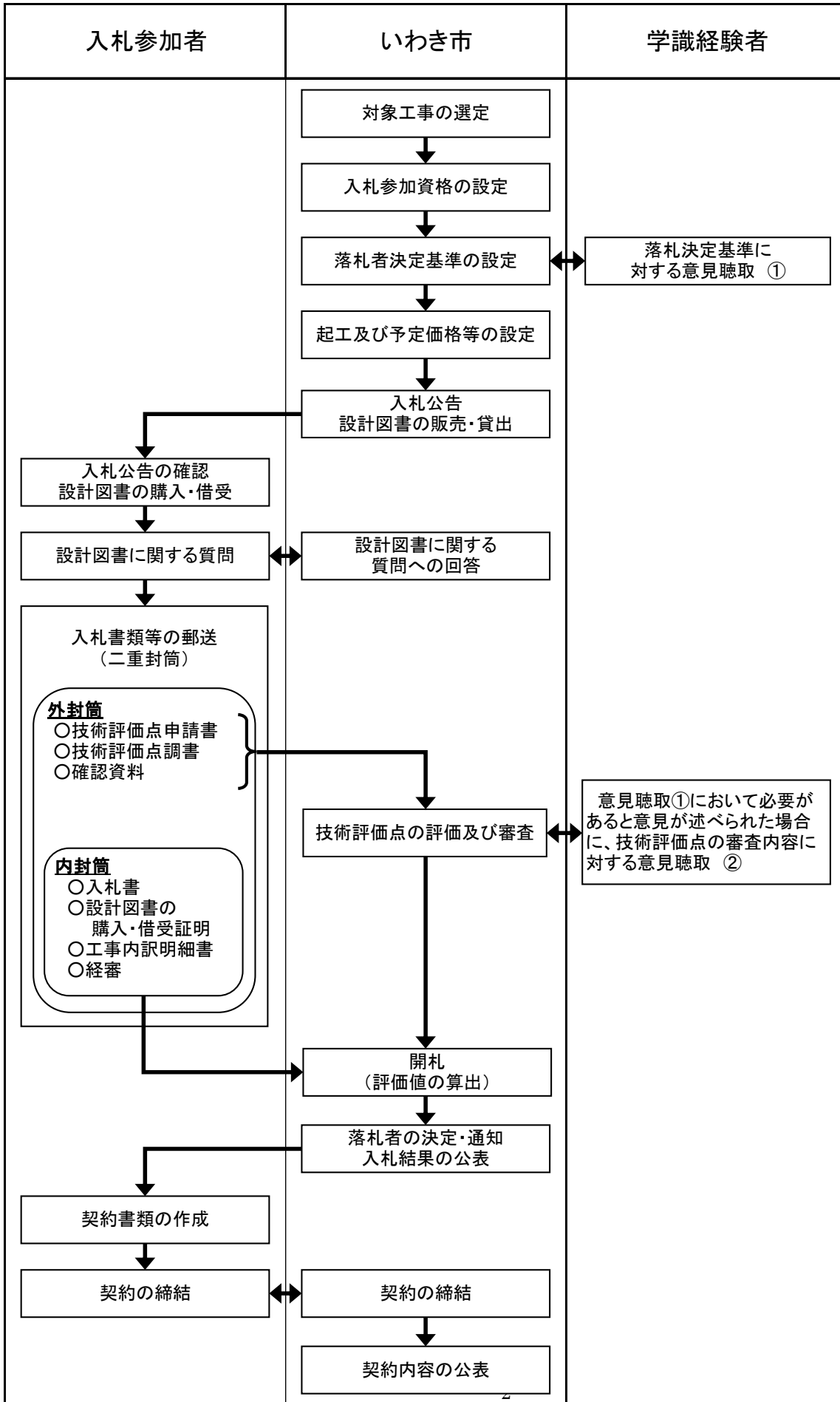
総合評価方式は、一般的に、談合の防止や品質の確保が図られるなどのメリットがあるとされていることから、本市においても、平成21年1月以降に入札公告した建設工事の案件で一般競争入札の方法により発注するものの一部について適用を開始しています。さらに、平成22年9月には、本市発注の公共工事の一層の品質確保等を図る観点から、総合評価方式の内容を拡充した上で、適用対象も拡大して実施することとなりました。

しかしながら、東日本大震災の発生により、早期復旧・復興事業を図る観点から、総合評価方式の適用については当分の間、工事内容の特殊性等を考慮して選定したものに限ることとしていましたが、「復興・創生期間」後の令和3年4月1日より対象案件等を一部改定したうえで、総合評価方式による入札を実施しています。

## 2 拡充後の制度の概要

項目	内容
対象案件	一般競争入札を実施する建設工事で、1件当たりの設計金額が5,000万円以上のもののうち、総合評価方式の適用が必要と認めたもの。
型式	<ul style="list-style-type: none"><li>標準型（1件当たりの設計金額が1億5,000万円以上の案件から選定して適用）</li><li>簡易型（標準型以外の案件に適用）</li></ul>
評価項目及び加算点	<ul style="list-style-type: none"><li>標準型 25項目（59.5点）</li><li>簡易型 24項目（39.5点）</li></ul>
評価値の算出方法	$\frac{\text{技術評価点（標準点（100点））} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$ <p>※ 評価値を算出する式の「×1,000,000」は評価値を見やすくするためのもの。</p>
落札者の決定方法	入札価格が予定価格の制限の範囲内で、評価値が最も高い者（評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより決定）
確認書類の提出時期	入札書の郵送時

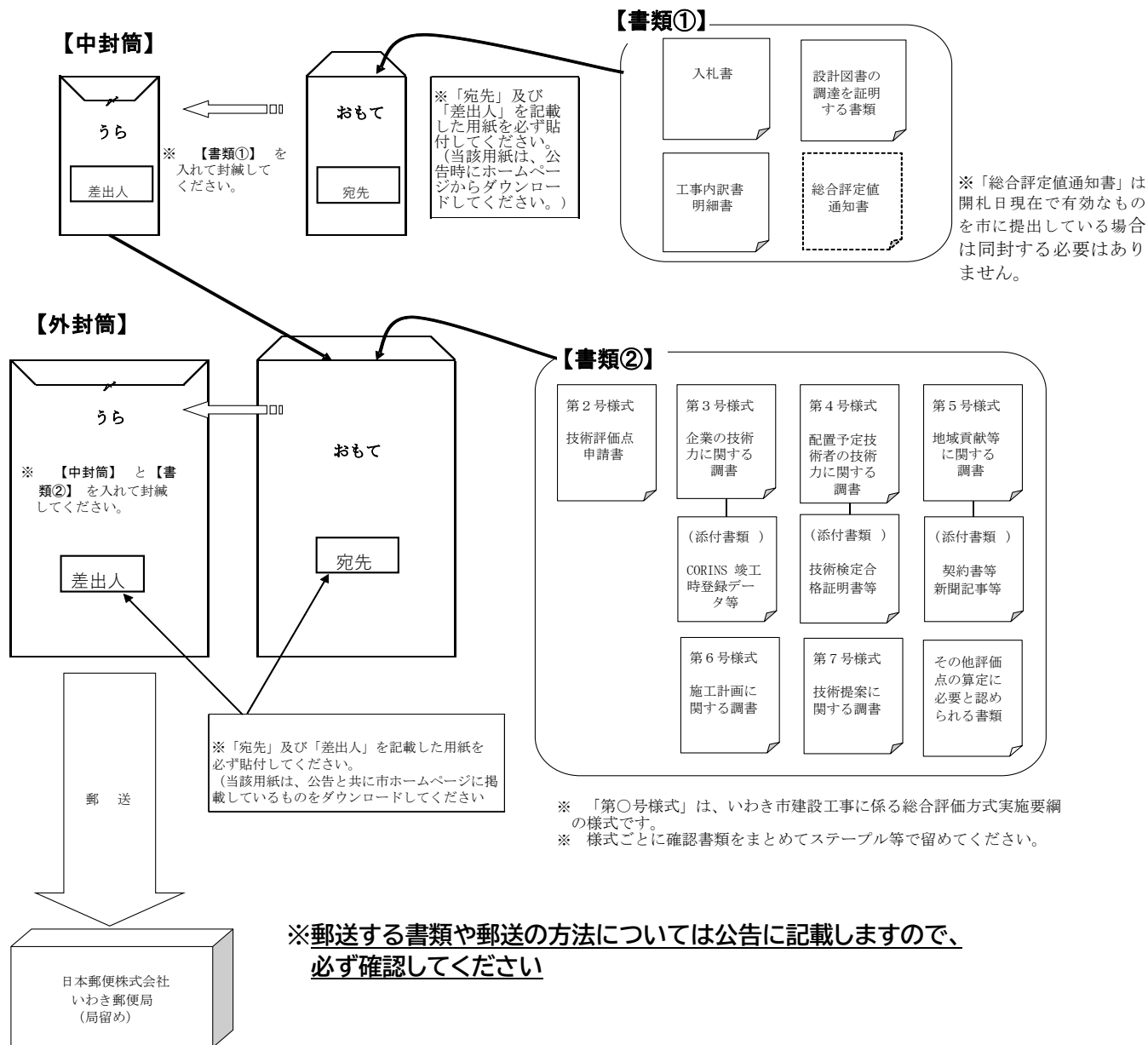
3 総合評価方式に係る事務手続の主な流れ



#### 4 入札参加に係る郵送手続について

※ 通常の一般競争入札と総合評価方式では、次のような違いがあります。

- 1 入札書のほか、評価に関する書類も併せて郵送していただく必要があります。
- 2 郵送時には、入札書等（ 下図の **【書類①】** ）は **【中封筒】** に、当該 **【中封筒】** と技術評価点申請書等（ 下図の **【書類②】** ）は **【外封筒】** に入れてください。



次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1 **【中封筒】** を **【外封筒】** に封入せず、別々に郵送した入札
- 2 **【中封筒】** 又は **【外封筒】** に、宛先及び差出人の表示がない入札
- 3 **【中封筒】** 又は **【外封筒】** に、入札担当課が開封を執行する時限までに開封されている痕跡が認められる入札
- 4 **【中封筒】** 又は **【外封筒】** に入れるべき書類が、公告に指定するとおりに封入されていない入札
- 5 その他市長が指定した事項に違反した入札

## 5 落札者決定基準等

### (1) 簡易型の評価項目及び配点並びに評価基準及び評価点

※1～※5の内容は、対象案件ごとに定めた上で、入札公告において提示します。

番号	評価項目	左記の項目の具体的内容【例】
※1	同種・類似工事	土木一式工事 施工延長〇〇m以上、幅員〇〇m以上及び排水工の 施工延長〇〇m以上の工事に限る。
※2	同工種工事	土木一式工事
※3	指定部門における優良工事表彰	土木部門
※4	指定する資格	(2点) 1級土木施工管理技士 (1点) 2級土木施工管理技士
※5	いわき市内の指定区域	平地区

#### ① 企業の技術力 (10点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
過去 15 年間の公共工事における同種・類似工事の施工実績の有無	2点	施工実績あり	2点
		施工実績なし	0点
過去 5 年間のいわき市発注の同工種工事における工事成績評定点の平均点	4点	75点以上	4点
		73点以上 75点未満	3点
		70点以上 73点未満	2点
		65点以上 70点未満	1点
		65点未満 又は同工種工事の施工実績なし	0点
過去 15 年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰の受賞実績の有無	1点	受賞実績あり	1点
		受賞実績なし	0点
I S O 9001 又は J I S Q 9001 の認証取得状況	1点	取得している。	1点
		取得していない。	0点
安全管理	1点	過去 10 年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	1点
		受賞実績がない場合で、次のいずれかを満たす場合 ア 建設業労働災害防止協会へ加入していること。 イ 都道府県労働局により「快適職場推進計画」を認定されていること。	0.5点
		上記以外	0点
建設キャリアアップシステムの利用	1点	利用している	1点
		利用していない	0点

#### ② 配置予定技術者の技術力 (5点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
過去 15 年間の公共工事における同種・類似工事の施工実績の有無	2点	監理技術者又は主任技術者としての施工実績あり	2点
		資格を有する現場代理人としての施工実績あり	1点
		施工実績なし	0点
保有する資格	2点	指定する資格を保有している。	2点

		(1級施工管理技士又は技術士等)	1点
		指定する資格を保有している。 (2級施工管理技士又は技能士等)	
		上記以外	
指定する資格の保有年数	1点	10年以上	1点
		10年未満	0点

③ 地域貢献等 (14.5点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
環境への配慮	1点	I S O 14001 又は J I S Q 14001 の認証を取得している。	1点
		I S O 14001 又は J I S Q 14001 の認証を取得していないが、エコアクション21の認証を取得している。	0.5点
		上記以外	0点
市内業者の活用	1点	ア 市内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	1点
		イ 市外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	
		上記以外	0点
過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	1点	施工実績あり	1点
		施工実績なし	0点
入札参加者の所在地	1点	入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域(※)内にある。	1点
		ア 入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域外にある。 イ 入札参加者の委任先として いる支店又は営業所が、いわき市内にある。	0.5点
		上記以外	0点
市内における過去3年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	1点	実績あり	1点
		実績なし	0点
福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無	1点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	1点
		「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	0.5点

		「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を取得している。	0.3点
		上記以外	0点
消防団への協力	1点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	1点
		いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。	0.5点
		上記以外	0点
献血への協力	1点	いわき市における献血協力事業者である。	1点
		いわき市における献血協力事業者でない。	0点
いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施	1点	特別徴収を行っている。	1点
		特別徴収を行っていない。	0点
次のいずれかに該当する場合（2項目までの評価とする。） ア 法定義務のある企業にあつては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用があること。 イ いわき市内において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）していること。 ウ いわき市内における従業員数（正規雇用）が1年前より1名以上増えていること。	2点	2項目に該当する。	2点
		1項目に該当する。	1点
		上記以外	0点
次の項いずれかに該当する場合 ア いわき市内で過去3年間に災害時の出勤実績があること。 イ いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定をいわき市と締結していること。	1.5点	ア及びイに該当する。	1.5点
		アにのみ該当する。	1点
		イにのみ該当する。	0.5点
		上記以外	0点
過去5年間のいわき市発注の道路維持補修若しくは下水道管路施設修繕を履行又は除雪契約を受注した実績の有無	1点	実績あり	1点
		実績なし	0点
ふくしま健康経営優良事業所の認定を取得している	1点	取得している	1点
		取得していない	0点

※ 「指定区域」とは、次に掲げるいわき市の区域の区分に基づき、入札公告で示す工事場所が存する区域をいう。

ア 平地区

イ 小名浜地区

- ウ 勿来地区及び田人地区
- エ 常磐地区及び遠野地区
- オ 内郷地区、好間地区及び三和地区
- カ 四倉地区、久之浜地区及び大久地区
- キ 小川地区及び川前地区

④ 品質確保等の確実性 (10 点)

評価項目	配点	評価基準等
低入札調査基準価格以上の応札	5 点	基準価格以上 5 点、基準価格未満 0 点
施工計画の適切性	5 点	内容により 5 点を上限として評価

(2) 標準型の評価項目及び配点並びに評価基準

※ 簡易型の評価項目及び評価基準に次の表を加えます。

⑤ 技術提案 (上限 20 点)

評価項目	配点	評価基準
技術提案	上限 20 点	内容により 20 点を上限として評価

(3) 評価の方法

入札参加者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（標準型については59.5点、簡易型については39.5点を上限とする。以下「加算点」という。）に標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札価格で除して得た数値の大小をもって行います。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点 (標準点 (100 点) + 加算点)}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

※ 評価値を算出する式の「×1,000,000」は評価値を見やすくするためのもの。

(4) 落札者の決定

落札者等は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準に該当しない者のうち、上記(3)により得られた評価値が最も高い者とし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより決定します。

【落札者決定の例】

評価項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社
企業の技術力	10.0点	6.0点	5.0点	4.0点	6.0点	8.0点
配置予定技術者の技術力	5.0点	4.0点	4.0点	3.0点	2.0点	3.0点
地域貢献等	14.5点	9.5点	10.0点	11.5点	6.0点	5.0点
施工計画	10.0点	8.0点	8.0点	6.0点	5.0点	4.0点
技術提案	20.0点	13.0点	15.0点	18.0点	11.0点	16.0点
<b>加算点合計(A)</b>	<b>59.5点</b>	<b>40.5点</b>	<b>42.0点</b>	<b>42.5点</b>	<b>30.0点</b>	<b>36.0点</b>
標準点(B)	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点
<b>技術評価点(C)=(A)+(B)</b>	<b>159.5点</b>	<b>140.5点</b>	<b>142.0点</b>	<b>142.5点</b>	<b>130.0点</b>	<b>136.0点</b>
順位		3	2	1	5	4

入札価格(D)	178,000,000	187,000,000	190,000,000	175,000,000	176,000,000
順位	3	4	5	1	2

評価値(F)=(C)/(D)*1,000,000	0.7893	0.7593	0.7500	0.7428	0.7727
順位	1	3	4	5	2

入札結果	落札	—	—	—	—
------	----	---	---	---	---

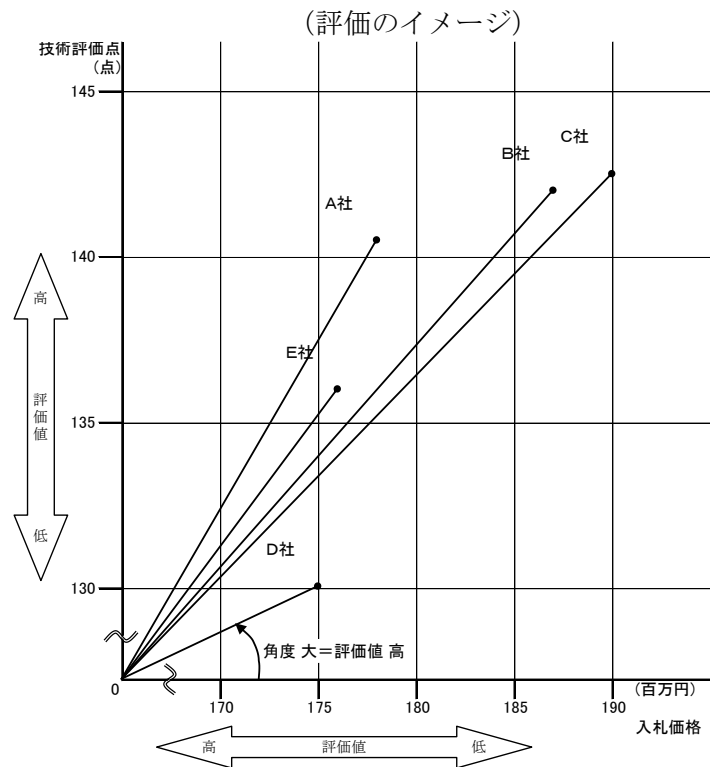
落札者決定について、標準型の総合評価方式で行った案件に、A社からE社の5者が参加した場合を例にとって説明します(技術評価点及び入札価格は、一覧表のとおりであり、便宜上、すべての入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準に該当しないものとしします。)

評価値の大小は、右図の評価のイメージにおいて、角度の大小で表されます。すなわち、技術評価点が高くなるほど、又は入札価格が低くなるほど、角度が大きくなり、評価値が高くなります。

D社は、入札価格が最も低く、従来の一般競争入札であれば落札者となりますが、技術評価点が低いため、角度が大きくなりません。

C社は、技術評価点の得点が最も高いですが、入札価格が高いため、角度が大きくなりません。

落札者は、最も角度が大きい(評価値が最も高い) A社となります。



## 6 低入札価格調査制度の実施

### (1) 概要

総合評価方式で行う入札は、最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度が適用となります。落札者等となるべき評価値の者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施し落札者等を決定します。

制度の詳細については、市ホームページ>事業者の方へ>入札・契約>入札・契約制度改善等のお知らせ>総合評価方式一般競争入札における低入札価格調査制度の実施について(令和4年3月31日)より御確認ください。

### (2) 再度の入札における工事費内訳明細書の提出

通常の一般競争入札では、工事費内訳明細書の提出は初度の入札でのみ必要としており、初度の入札において有効な入札がなされず再度の入札に移行する場合、工事費内訳明細書の提出は不要としているところです。

しかしながら、総合評価方式の入札においては、各工事費構成費目の確認に工事費内訳明細書を用いることから、再度の入札においても、工事費内訳明細書の提出が必要となります。

再度の入札に応札する方は、入札書と併せて、工事費内訳明細書も御提出願います。



## 7 入札情報等の公表

### (1) 入札公告

入札公告文は、いわき市役所及び各支所の掲示板に掲示するとともに、契約課において閲覧に供し、及び市ホームページに掲載します。

入札公告には、当該工事が総合評価方式の対象工事であること、総合評価方式に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方法及び落札者の決定方法を明示します。

### (2) 設計図書

価格競争方式一般競争入札の手續に準じます。

### (3) 質問等への回答

価格競争方式一般競争入札の手續に準じます。

### (4) 入札結果

入札結果は、総合評価方式入札結果（第8号様式）及び総合評価方式評価結果（第9号様式）により公表します。ただし、施工計画や技術提案の内容については、提案者の知的財産に関わるものであることから、非公表とします。

## 8 評価内容の担保

落札者が入札時に提示した次の項目のうち、評価された内容については、契約内容の一部として履行義務が生じます。

- (1) 企業の技術力に関する調書中「建設キャリアアップシステムの利用の有無」
- (2) 地域貢献等に関する調書中「市内業者の活用」
- (3) 施工計画に関する調書の記載内容
- (4) 技術提案に関する調書の記載内容

したがって、その履行ができなかった場合は、いわき市と請負者の責任の分担とその内容を明らかにした上で、請負者の責による場合には、次のとおり取り扱います。

#### ・入札参加資格制限

内容に応じ、いわき市建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の規定に基づく指名停止措置の対象となります。

#### ・工事成績評定点

工事成績の評定においてマイナス判定の対象となります。